

第 11 回

| | | | |
|------|---|--|--|
| 開催日時 | 平成25年5月29日（水）19:00～20:50 | | |
| 開催場所 | 茨城町役場 2階 大会議室 | | |
| 出席者 | 委 員 | 小林一裕, 吉岡誠, 米川明宏, 石川祐一, 望月昇, 佐藤和彦, 廣戸隆, 中村忍, 和家貴之, 中村敬治, 佐藤加代子, 萩谷元男, 坂本孝一, 郡司邦子, 上田明美, 佐藤方彦 (敬称略, 順不同) | |
| | 傍聴者 | 0名 | |
| | その他 | 鈴木教育長, 村田教育次長 | |
| | 事務局 | 学校教育課再編担当 | |
| 会議次第 | <p>【議事】</p> <p>1 校歌について</p> <p>2 校章について</p> <p>3 スクールバスについて</p> <p>4 その他（次回開催等について）</p> | | |

第11回 茨城町立中学校統合準備委員会 会議要旨

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
桜丘中学校PTA代表に欠員が生じたため、次の者に委嘱状を交付。
米川明宏（桜丘中学校PTA代表）
- 3 新委員紹介
- 4 委員長あいさつ
- 5 議事

議事（1）校歌について

委員長

それでは、議事に入ります。

議事（１）校歌について、事務局からの説明を求めます。

事務局

平成25年3月11日（月）～平成25年4月25日（木）の46日間にわたり校歌のフレーズを募集し、191件の応募をいただいた。応募されたフレーズは、町の歴史に関わる文言、校訓的なフレーズ等いくつかに分類し、五十音順に並べて集計した。応募作品の中には、フレーズではなく、3番まで完成された歌詞もあり、それについてはそのまま掲載した。また、校歌に対する意見・要望等もたくさん寄せられた。作詞・作曲家には、これらのフレーズや意見・要望等をできる限り採り入れてもらいたいと考えている。

作詞・作曲の依頼先は、これまでに5名の名前が挙がっている。できればこの場で2名を決定し、仮に第1候補の方に断られた場合に備え、腹案として第2候補まで決定し、その結果を受けて依頼交渉を進めていきたいと考えている。

委員長

議事（１）校歌について、事務局からの説明が終わりました。ただいまの説明を聞いて、質問・意見等があれば伺いたい。

委員

作詞・作曲は、同じ方に依頼するのか、それとも別な方に依頼するのか。

事務局

作詞・作曲のどちらも手がける方であれば、作詞・作曲の両方を依頼し、作詞のみ手がける方であれば作詞はその方に依頼し、作曲家については、その作詞家を通じて紹介してもらうなどの方法を考えている。

委員長

校歌は、いつ頃までに完成させようと考えているのか。

事務局

開校までに、生徒達が校歌の練習をする時間等を考慮する必要があるため、遅くとも年内には完成させたいと考えている。

委員

多くのフレーズが寄せられているが、どのフレーズを生かし、どのフレーズを外すかなど、事務局ではどのようなイメージを持っているのか。

事務局

作詞については、作詞家に全て任せたいと思っている。寄せられたフレーズや意見・要望は、校歌に対して多くの方からこのような想いが寄せられていると作詞家に提示するものであるが、全てのフレーズや要望を採り入れるのは困難であることから、最終的には作詞家に任せたいと考えている。

委員

校名募集の際には、「桜丘」と「梅香」の文字をそのまま使用した校名を禁止していた。校歌の制作にあたっては同様に考え、「桜」や「梅」が入るフレーズを歌詞に使用すべきではないのでは

ないか。

事務局

校名募集の際には、「桜丘」と「梅香」の文字をそのまま使用した校名を禁止した。また、校名選定の際には、将来的にしこりが残らぬよう両校の文字を使用しない校名の中から選定することとし、青葉中学校に決定した。

ここにあるフレーズの中には、確かに「桜」や「梅」の文字が入るものも応募されているが、「桜丘」や「梅香」が入るフレーズは応募されていない。

委員

これらのフレーズを基に専門家に依頼するのであれば、作詞・作曲の両方を手がけている方に依頼すべきではないか。

委員長

作詞・作曲は、同じ方に依頼した方が曲のメロディーは生きてくると思う。本日は、この5名の中から第1候補及び第2候補を選びたいと考えている。誰に依頼するのか早く決定し、専門家が曲のイメージを膨らませるための時間を確保することを優先に考えるべきではないのか。

事務局

現在、名前が挙がっているのは5名であるが、もし他に推薦したい方がいれば、その方も含めて協議を進めたい。特にいなければ時間の問題もあるため、この5名の中から決めていきたい。

委員長

それでは、この5名の中から2名を決定するという事で異議はありませんか。

—異議なし—

委員

茨城大学の田中健次教授は、大学の戦略的地域連携プロジェクトという事業において、青葉中学校の統合問題に関わりがあり、これまでに様々な助言をいただいている。今回、そのプロジェクトの一環で、要望があれば校歌の制作にも携わっていただけるということである。

前回の協議で、著名な方に依頼してはどうかという話があったが、今回の統合や地域に関わりがある田中教授を候補に残してもらえるとありがたい。

委員長

確かに、地域の実情を把握している方に手がけてもらえるのはありがたい。

委員

他に名前が挙がっている方は、委託費が高そうですね。

委員長

それでは、1名は田中教授にして、もう1名は誰にするか。もし、皆様から意見がなければ、もう1名は事務局が選んではどうか。

事務局

もう1名は事務局で選んではという提案であるが、参考までに田中教授は今回の校歌制作について概ね了解していると理解してもよろしいのか。それによっては、あえて腹案を考える必要がなく

なるので。

委員

4月の段階で、校歌の制作に協力してもらえるのか尋ねたところ、正式ではないが可能であるという返答であった。

事務局

話を総合すると、田中教授に引き受けてもらえそうであるため、まずは田中教授に引き受けていただくことを前提に交渉し、断れた場合には腹案を考えるということによろしいか。

委員長

再確認するが、作詞・作曲は田中教授に依頼するということで了解してもらいたい。交渉結果は、後日報告願いたい。

議事（２）校章について

委員長

議事（２）校章について、事務局からの説明を求めます。

事務局

校章のデザインは、校歌のフレーズと同時に募集し、180点の応募をいただいた。青葉中学校からイメージする色についても任意で回答してもらい、そちらは延べ224件の応募があった。

校章のデザインについては、180点の作品の中から各委員に10点以内で事前（第一次）投票してもらった。投票の結果、得票数が1票以上であった作品は38点であった。この38点の作品の中から選定するわけであるが、現段階で個別の作品を吟味するのは困難であるため、校名選定時と同様に、投票によって段階的に絞り込むのも1つの方法である。

また、この場で1点に絞るのではなく、例えば3点程度に絞り、その3点を専門家にデザイン補正してもらい、補正後のデザインを見て最終選考するという方法もある。

いずれにしても、本日はこの38点の作品を3点程度に絞りたいと考えている。

委員長

議事（２）校章について、事務局からの説明が終わりました。

先日の投票の結果、応募作品は180点から38点に絞られた。ここから3点程度に絞りたいということであるが、そのための方法はどのように考えているのか。

事務局

校名選定の際に出された意見であるが、事前投票で1票しか得票していない作品であっても、その1票は、投じた委員が最優先に考えたものである可能性があるため、基本的にはこの38点の中から選んでいきたい。そして、まずは1人5点程度を投票してもらい、段階的に絞り込むなどの方法があるが、詳細については皆様に協議・決定してもらいたい。

委員長

いきなり38点の作品の中から3点を選ぶのは難しいので、まずは1人5点以内で投票し、段階的に3点程度に絞り込みたい。

《第二次投票》

■投票方法

第一次投票において、1票以上得票した38点の作品の中から1人5点以内で投票（無記名投票）

■投票結果

38点の作品のうち18点が1票以上を得票（うち5票以上得票した作品は7点）

委員長

この結果を受けて、この後の対応をどのようにするか。

事務局

第二次投票の結果、5票以上得票した7点の作品を対象にして第三次投票を実施し、1人3点以内で投票してもらうということで如何でしょうか。他に良案があれば伺いたい。

委員長

事務局案のとおり、第三次投票を実施することに異議はありませんか。

—異議なし—

《第三次投票》

■投票方法

第二次投票の結果、5票以上得票した7点の作品の中から1人3点以内で投票（無記名投票）

■投票結果

1位：13票、2位：9票（2点）、3位：8票、4位：5票、5位：2票、6位：1票

委員長

3点に絞り込みたかったが、2位と3位が僅差である。これについては、事務局が判断してほしい。

事務局

2位と3位は僅差であり、上位4点を選定したい。

委員長

それでは、この4点を選定するということがよろしいか。

—異議なし—

事務局

それでは、この4点の作品を専門家にデザイン補正してもらい、補正後の作品を見たうえで最終決定することにしたい。

デザイン補正の依頼先については、事務局から道川慎一氏を提案したい。道川氏は、町内でデザイン関係の会社を営む傍ら、デザイン専門学校の講師なども務め、町の農畜産物マスコットキャラクターひぬ丸くんの選考委員もしていただいた方である。

事務局に一任してもらえれば、道川氏にデザイン補正を依頼したいと考えている。

委員長

事務局案のとおり、道川氏にデザイン補正を依頼することに異議はありませんか。

－異議なし－

委員長

それでは、今後の対応は事務局にお願いしたい。

議事（３）スクールバスについて

委員長

議事（３）スクールバスについて、事務局からの説明を求めます。

事務局

前回の協議で、スクールバス導入を前提とした素案を示し、それに基づいて協議を進めることになったため、事務局案の基本的な考え方について説明したい。

統合初年度は、試行的にスクールバスを運行する暫定的な期間として位置づけた。統合の翌年度には、同学区内における４つの小学校が統合し、その小学校向けにスクールバスが導入されるため、それを共用することを前提に素案を作成した。

また、明光中学校における遠距離通学の実情をふまえ、現在、明光中学校で最も遠くから通学している生徒の通学距離９．５km（前谷地区）を基準として、青葉中学校でこれより遠距離になる地区を利用対象地区にしよう判断した。地区的には、生井沢、宮ヶ崎第四、宮ヶ崎第五、宮ヶ崎第六、宮ヶ崎日進、昭和、網掛であり、統合初年度における暫定的な対象地区として想定した。対象地区の境界は、一律に距離で線引きし、同一行政区内で対象になる生徒と対象にならない生徒に分かれ、不公平感が生じぬよう行政区単位で線引きした。

対象地区には該当しないが、統合によって通学距離が延びる地区については、統合の翌年度に導入される統合小学校向けスクールバスを共用することで、新たに対象地区に組み入れるなど見直しを検討する。統合初年度は、自転車で通学することになるが、統合によって延びた通学距離に応じ、町の遠距離通学補助金は増額支給される。

また、明光中学校の遠距離通学者についても、青葉中学校と同様の基準により遠距離通学の緩和策を検討する必要があるが、これについては、平成２８年度の石崎小学校、広浦小学校、長岡第二小学校の統合時に導入される統合小学校向けスクールバスを共用することで対応したいと考えている。

なお、スクールバスを導入しても、スクールバスでの通学を希望せず、自転車で通学を希望する生徒がいることも予想されるため、通学路の安全確保に向けて歩道や防犯灯の整備等を並行して進めていきたいと考えている。

まずは、この案を基に協議していただき、皆様の意見を聴きながら方向性を模索したいと考えている。

委員長

議事（３）スクールバスについて、事務局からの説明が終わりました。

ただいまの案は、明光中学校で最も遠くから通学している生徒の通学距離が９．５kmであるため、青葉中学校でそれより遠い地区に該当する生徒をスクールバスの利用対象者にするというもので

ある。

前回の協議で、スクールバスの利用対象者は、文科省の基準である6 km以上の生徒とすることに決定したと思っていたが、この案は、統合後1年間は暫定的に9.5 km以上の地区に該当する生徒を対象にするというものである。

素案というならば、運行形態、利用者負担金、運行回数、バス停の場所等の詳細についても示すべきであり、単に対象地区がここで、対象者が何人であることを示しただけでは納得できるものとは言えない。なぜこのような案を示すに至ったのか説明を求めたい。

事務局

事務局の考え方としては、まず、青葉中学校と明光中学校の双方へできる限り影響を与えない形で素案を作成した。利用対象基準を通学距離6 km以上にすれば、当然、明光中学校の6 km以上の生徒についても配慮しなければならない。そのため、暫定的な措置として統合後1年間については、明光中学校の最長通学距離である9.5 kmを基準に考え、それより遠い地区に該当する生徒を救済していこうと素案を検討した。

それから、運行形態や利用者負担金など詳細な事項については、対象地区をどうするか確定しないと、対象者数、導入台数、運行ルート、利用者負担金等を導き出せないことから、対象地区の確定作業を最優先に考え、詳細についてはその後の検討課題と判断し、今回の素案を提示した。

統合初年度は、この地区の生徒を対象として、運行上の不具合等をチェックしながら試行的に運行し、翌年度の統合小学校向けスクールバスを共用する際に、対象地区の見直しや不具合の解消等を行い、段階的な導入を想定している。

この案を基に、皆様から提起される課題を持ち帰り、次回以降の協議に結び付けたいと考えている。

委員長

この問題については、色々な考えがあるでしょうから、何回か協議を重ねないと結論は出ないと思う。まずは、皆様の考えを伺いたい。

委員

統合初年度は、暫定的な期間ということであるが、初年度に自転車を買って通学し、翌年度には統合小学校向けスクールバスが共用できるから、翌年度はスクールバスで通学するというにはならないと思う。

したがって、通学距離が6 km以上の方には、スクールバスでの通学を希望するか確認し、希望する方にはバス通学を認めるようにしなければ、暫定期間を設けて試行的に運行する意味がないのではないか。

事務局

通学距離が6 km以上の方には意向を確認し、希望する方は対象に含めるべきではないのかという意見であるが、そうすると非常に広範囲をカバーする必要がある。スクールバスでの送迎時間は、概ね30分程度を想定しており、広範囲の生徒を送迎するにはそれなりの台数を確保する必要があると思う。

教育長

意見ではなく、お願いとして話をさせてもらう。これまでの協議では、6kmという基準がどうしてもネックになっている。それは、文科省が遠距離通学の基準を6kmと示しているからである。

しかし、生徒達の体力的な面など様々なことを考えた時に、6kmという距離は果たして限界なのだろうかと再考してもらいたい。6kmという基準は、どうしても遠くて通えないという基準ではなく、遠距離通学の場合、バスや電車など交通機関を利用する生徒が多いため、その交通費の足しにしてくださいという意味合いで支給している遠距離通学補助金の対象者等を検討する際の1つの基準である。

町には、通学途上における交通機関が十分とはいえないため、遠距離であっても自転車での通学になっているが、6kmを通えない距離と判断するのか、それとも7～8km程度は通える距離だと判断するのか。これまでに、6km以上を通学している現状や生徒達の体力等をふまえ、総合的に判断してもらいたいと考えている。6kmという距離にとらわれ過ぎずに、今後の協議をお願いしたい。

事務局

対象基準を6kmと考えるならば、青葉中学校だけではなく、明光中学校についても並行して検討する必要があると認識している。

委員長

時間が経過しているので、次回に協議を持ち越したい。保護者などから様々な意見があるでしょうから、今回はそれらの意見もふまえて闊達な協議ができればと考えている。事務局は、本日の意見をふまえ、運行案を整理してほしい。

議事（４）その他（次回開催等について）

事務局

本日の協議で、校歌・校章の制作についての方向性が定まった。スクールバスについては、引き続き協議し、納得できるものを追求したい。次年度予算の編成前には、結論を出さなければならぬため、時間も視野に入れながら今後の協議をお願いしたい。

次回の開催日程は、約1月後としたい。

教育長

長時間にわたり協議いただき、ありがとうございます。校歌・校章の制作については方向性が定まり、どんなのができあがるのか楽しみにしたい。

一番の問題は、やはりスクールバスである。スクールバスを必要とする地区はあると思うが、スクールバスは統合の交換条件として導入するのではなく、通学が困難になる生徒を救済するために導入するのだということを忘れずに協議していただきたい。生徒達の体力等を考慮し、どこまでなら対応可能なのか考えることも大切であり、安心・安全をふまえながらより良い教育ができるよう皆で考えていただけると幸いである。